

稲城市立学校適正学区等検討委員会の設置について

1 設置目的

都市基盤整備の進展に伴うまちなみや道路状況の変化等、子どもたちを取り巻く教育環境が変化中、市立小中学校の学校規模や通学上の安全性等に配慮した良好な教育環境を確保するため、適正な通学区域等について協議・検討し、その結果を報告していただきます。

2 委員構成

- (1) 学校教育に関し識見を有する者 2人以内
- (2) 市立小学校長 1人
- (3) 市立中学校長 1人
- (4) 市立小学校PTA役員 1人
- (5) 市立中学校PTA役員 1人
- (6) 各種団体代表者 3人以内
 - ① 青少年育成地区委員会
 - ② 民生・児童委員
 - ③ 自治会
- (7) 稲城市民 2人以内
- (8) 市職員 1人

3 任期

委嘱の日から、検討結果を教育長に報告した日まで
(令和5年度及び令和6年度の2年度内)

4 検討事項

- (1) 市立学校の学区域に関すること
- (2) その他

5 会議

- (1) 回数 各年度3回(予定)
- (2) 1回の会議時間 夜間、2時間程度(予定)
- (3) 謝礼 規定額(交通費込、源泉徴収あり)
(会議の回数、時間等は増減することがあります。)

6 学区変更検討会

当適正学区等検討委員会において、通学区域変更の検討対象区域が示された後、当該区域の対象校、地域の学校関係者及び地域活動関係者による「学区変更検討会」を設置し、意見を伺い、その意見を踏まえて再度検討委員会で協議していただきます。

[構成：対象校学校長・P T A役員、対象地域青少年育成地区委員会・自治会]

7 スケジュール

年度	時期	内 容	備 考
令和5年度	5月 ～ 8月	第1回 ～ 第3回 適正学区等検討委員会	中間報告書
	11月 ～ 2月	第1回 ～ 第3回 学区変更検討会	意見書
令和6年度	4月 ～ 7月	第4回 ～ 第6回 適正学区等検討委員会	検討結果報告書
	8月	住民説明会	
	9月	教育委員会基本方針策定	